

藤沢都市計画事業柄沢特定土地区画整理事業施行条例の一部改正について

藤沢都市計画事業柄沢特定土地区画整理事業施行条例の一部を次のように改正する。

2012年（平成24年）12月3日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢都市計画事業柄沢特定土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

藤沢都市計画事業柄沢特定土地区画整理事業施行条例（昭和62年藤沢市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条中「柄沢332番地」を「鵜沼東1番2号」に改める。

附 則

この条例は、平成25年2月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢都市計画事業柄沢特定土地区画整理事業の事業進捗により事務所を移転することに伴い、所要の改正をする必要による。